

# 会 務 月 報

## 第387号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

### ■第13回基本問題検討特別委員会議事概要

日 時 平成27年3月12日(金) 9:30~12:30

(特別委員は10:30から出席)

会 場 日事連会議室

出席者

委員長：大内達史 副委員長：佐野吉彦

委員：三栖邦博、八島英孝、遠藤正幸、山木 茂、

宮原浩輔、児玉耕二、高津充良

特別委員：秋野卓生、河野 久、富田 裕

(特別委員は議事2から出席)

欠席者 佐々木宏幸、浅野善治

事務局 前田、鈴木、千浜

<配付資料>

- ・第12回基本問題検討特別委員会議事概要(案)
- ・資料1-1:公共建築事業への多様な契約方式の適用の考え方について(たたき台)
- ・資料1-2:各会意見
- ・参考:東京都の設計・施工一括発注方式(DB方式)について
- ・資料2-1:建築三会による建築士、建築士事務所向け改正建築士法講習会の開催について(実施要綱)
- ・資料2-2:改正建築士法の施行に向けた周知の取組みについて(案)
- ・資料2-3:改正建築士法の施行にあたり業務報酬基準に準拠した契約の締結の徹底に関する共同要望活動の実施について

・資料3-1:一級建築士の懲戒処分の基準の見直しに関する意見募集について

・資料3-2:中央建築士審査会報告(宮原委員より)

・資料3-3:処分についての共同意見案(士会連合会作成)

議 事

#### 1. 公共建築設計懇談会の動きについて

○公共建築設計懇談会意見交換会の会議外資料「公共建築事業への多様な契約方式の適用の考え方について(たたき台)」についての意見提出につき、宮原委員より資料1-1、1-2に基づき説明された。主な概要は以下の通り。

・資料1-1は、官庁宮繕部のたたき台案である。会議外資料となるので取り扱いが委員限り。多様な契約方式の適用にあたっての留意事項をあげている。

・資料1-2は、資料1についての各会の意見。日事連としての意見は、基本問題検討特別委員からも意見を提出いただき、調整したものとなっている。

○東京都の設計・施工一括発注方式(DB方式)について、東京都建築士会、東京都建築士事務所協会、日本建築家協会関東甲信越支部が共同で要望を出したことについての東京都から回答がなされた旨、大内委員長より参考資料により説明された。東京都にとってもデザインビルドは特殊な発注方式であり、今後2施設以外はデザインビルドは採用しない旨が明記されていることなどが説明された。

○次のような意見交換を行った。

・納税者がデザインビルドのポイントとなる。事業のフィーを明確にすることが大事。納税者に説明できることが一番重要である。デザインビルドでは説明できない曖昧な形で進められる恐れがある。

・基本設計から設計・施工一括で依頼をされてしまうと専業事務所はすべてはずされることになってしまう。

・設計事務所が施工会社の外注先になってしまう恐れがある。

・地方でも入札不調などによりデザインビルドが増えている傾向があるので注意が必要である。

・デザインビルドといってもその方法が確立しているわけでは

ない。走りながら考えている部分があり、目指しているデザインビルドにはならない。

- ・施工者がマネジメントできる環境が整っていないとデザインビルドはうまくいかない。マネジメント技術が確立しないと机上だけの議論になってしまう。
- ・三会でそれぞれ意見を提出した。これからも建築士事務所のあり方を考えていかないといけない。日事連としても今後も検討すべき課題である。

## 2. 建築士法改正施行への対応状況について

○資料2-1～2-3により事務局より建築士法改正施行への対応状況が説明された。

資料2-1は、建築三会による改正建築士法の講習会の実施について、資料2-2は、名刺等を活用した周知、ポスターの作成、住宅関連雑誌等を活用した広報による周知について、資料2-3は、業務報酬基準に準拠した契約の締結に関する共同要望活動の実施についてである。

○次のような意見が出された。

- ・講習会のテキスト、DVDについては、近畿ブロックより早く内容を確認したい旨、要望があった。  
→4月下旬頃に完成予定である。
- ・無登録で設計・工事監理を行っている中小工務店等などのように知らせるかが課題。
- ・資料2-2に添付している改正建築士法の周知チラシは、国交省で作成して日事連には10万部ほど提供される。建築主向けチラシは建築主に見せるなどして活用できる。
- ・福島会からは福島の新聞にチラシの内容を載せたいなどの問い合わせがあった。できれば地方の新聞などに掲載した方がより効果的ではないか。
- ・建築主から実際に仕事を受けている大工さんなどの団体に勉強会などの機会を通して周知できないか。
- ・住団連の中の組織として全建連（全国中小建築工事業団体連合会）がある。住団連を通して全建連に働きかける等は考えられる。関係団体へは国交省からも周知してもらおうことになっている。

- ・6月に全建総連の大会が予定されており日程調整中である。  
その中で講義をすることになっている。
- ・チラシ、パンフレット等を配付していただき、その機会に説明してもらえれば有り難い。
- ・技術的助言の発出の準備はどれくらい進んでいるのか。  
→具体的な内容については、まだ知らされていない。
- ・無登録業務の禁止の徹底は、技術的助言の周知をすることで徹底していくことが重要である。
- ・施行後も引き続き周知を行っていくことが重要である。

## 3. 一級建築士の処分基準の見直しについて

○資料3-1により高津委員より一級建築士の懲戒処分の見直しに関する意見募集が2月23日より開始された旨、報告された。単位会、常任理事会での意見は特になかったとのことであったが、五会で共同で意見提出を行ってはどうかとの案がある旨などが説明された。

また宮原委員より資料3-2により2月13日に開催された中央建築士審査会での処分の考え方についての協議の概要が報告された。

○資料3-3は士会連合会で作成した共同意見案である旨、高津委員から説明され、今後、宮原委員とも検討して、文言を修正していきたいとの説明がなされた。

○次回委員会日程

平成27年6月5日(金) 9:30～12:30

(特別委員は10:30より)

## ■平成27年3月通常理事会議事概要

1. 日 時 平成27年3月19日(木)  
13:30～16:30
2. 場 所 日事連会議室
3. 理事総数及び出席理事数 総数31名、出席数27名
4. 出席者及び欠席者の氏名  
出席者  
会 長 大内達史

副会長 宮原克平、富岡 學、佐野吉彦、田畑光三、  
朝岡市郎、井上精二

専務理事 高津充良

常任理事 遠藤正幸、栗原憲昭、佐々木宏幸、仲元典允  
理事 秋野卓生、池田修平、大谷秀逸、金子敏夫、  
神田重信、河野 久、小林忠志、澤木英二、  
鈴木眞生、富田 裕、村岡健治、山木 茂、  
横須賀満夫、吉田 敏、渡邊淳悦

監事 東條正博、堂田重明、宮原浩輔

事務局 前田敏明事務局長兼総務課長、戸谷泰子会誌編  
集担当課長、鈴木雅之業務課長、千浜民子企画  
調整担当課長、吉田茂調査役

欠席者

常任理事 山本康一郎

理事 浅野善治、中山茂樹、村山高文

## 5. 議事

(1) 議長の選任 大内達史会長が議長に選任された。

(2) 議事録署名人の確認

定款第45条第2項の規定により、議事録署名人は以下の  
者であることが確認された。

大内達史会長、東條正博監事、堂田重明監事、宮原浩輔監事

(3) 議決事項

1) 平成27年度事業計画の承認の件

各常置委員会委員長及び高津専務理事より、資料1によっ  
て平成27年度事業計画策定、総務・財務、教育・情報、業  
務・技術、広報・渉外、指導運営、基本問題検討、景観・ま  
ちづくり、適合証明業務登録機関に関するそれぞれの事業計  
画の内容の説明がなされた。

議長より、平成27年度事業計画について諮ったところ、  
異議なく、資料1のとおりこれを承認した。

2) 平成27年度収支予算の承認の件

高津専務理事より、資料2によって一般会計及び適合証明  
業務登録機関特別会計の平成27年度収支予算について、次  
の趣旨の説明がなされた。

(仮称)改正建築士法講習会を実施すべく検討中であり、当  
該予算額については仮の金額としている他、改正建築士法施  
行に伴う広報活動のための予算を計上した。また、財政検討  
特別委員会での検討結果報告(平成24年11月29日理事  
会承認)をもとに、支出については、重点的な事業に集中し、  
不要不急なものは削る等縮減に努めた予算案である。

議長より、平成27年度収支予算について諮ったところ、  
異議なく、資料2のとおりこれを承認した。

3) 旅費規程変更の承認の件

事務局より、資料3により次の趣旨の説明がなされた。

3月14日に北陸新幹線が開業することに伴い、空路適用  
地域で旅費を算定し支給している富山、石川及び福井につい  
ては、陸路適用地域に変更したい。なお、青森についても既  
に新幹線が開通し、陸路が一般的なため、同様に空路適用地  
域から陸路適用地域に変更したい。

議長より、旅費規程変更について諮ったところ、異議なく、  
これを承認した。

4) 平成27年5月からの八丁堀NFビル賃貸借契約更新の承  
認の件

事務局より、資料4により次の趣旨の説明がなされた。

平成26年11月の総務・財務委員会及び常任理事会で、  
平成27年4月に日事連事務局が入居する八丁堀NFビルの  
賃貸借契約が満了することに伴い、家主から提示された契  
約更新条件(5年定期借家契約、月額賃料 坪13,250円、年  
間で35万円・1.9%増、共益費及び消費税を除く。以下同)  
を報告・協議した。その後、再交渉した結果、坪当たり100  
円減の13,150円、年間では21万円・1.1%増が提示され、こ  
の条件で契約更新したい。

議長より、平成27年5月からの八丁堀NFビルの賃貸借  
契約更新について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

5) 管理建築士講習の平成27年度以降の業務委託費配分の  
承認の件

この議題については、一方の当事者となる建築技術教育普  
及センターの役員でもある鈴木眞生理事は議決に加わらず、

退席した。

高津専務理事より、資料5により次の趣旨の説明がなされた。

建築技術教育普及センター（センター）と協議の結果、管理建築士講習については、センターは赤字となっているが、平成27年度以降の単位会・日事連の業務委託費を引き下げると講習を開催する単位会が減少し、さらなるシェアの低下を招く恐れがあるため、業務委託費は変更しない。また、センター支部による臨時講習の弾力的実施の検討、最低開催可能人数を10名から5名に変更及び小規模開催調整費の負担方法の見直しについて意見が一致した。

議長より、管理建築士講習の平成27年度以降の業務委託費配分について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

#### 6) 建築士定期講習の平成27年度以降の業務委託費配分の承認の件

この議題については、一方の当事者となる建築技術教育普及センターの役員でもある鈴木眞生理事は議決に加わらず、退席した。

高津専務理事より、資料6により次の趣旨の説明がなされた。

建築士定期講習については、平成24年度を受講料見直し及び経費配分の変更時の取り決めにより、以降3年ごとに経費配分の見直しを行うこととしていた。今般、センター及び日本建築士会連合会と協議した結果、平成24年度から26年度のセンターのコスト増大を考慮し、平成27年度からセンターの直接費を134円増の4,538円、単位会の業務委託費を68円減の4,935円とすることで意見が一致した。

議長より、建築士定期講習の平成27年度以降の業務委託費配分について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

#### 7) 「小規模建築物・設計施工一括用 工事請負等契約約款・同契約書式」の改正版の発行の承認の件

高津専務理事より、資料7により次の趣旨の説明がなされ

た。

小規模設計施工一括用契約書式は、平成25年2月に建築7団体で構成する民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款委員会で作成されたが、これとは別に四会連合協定設計監理契約調査研究会で小規模向け設計・監理契約書類を作成する動きがあり、その整合性を図るため、日事連等3団体が発行に賛同せず、残る4団体の連名で発行された。その後、小規模向け設計監理契約の検討が進み、その整合性が図られ、また、改正建築士法に対応するため、同委員会では小規模設計施工一括用契約書式の改正作業に着手し、日事連からも委員を派遣し意見提出等を行った。今般、同委員会委員長より小規模設計施工一括用契約書式の改正案について承諾依頼が来ており、建築7団体の承諾が得られれば、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款委員会名に切り替えて発行することになる。

議長より、「小規模建築物・設計施工一括用 工事請負等契約約款・同契約書式」の改正版の発行について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

#### 8) 建築3会による改正建築士法講習会実施の承認の件

高津専務理事より、資料8により次の趣旨の説明がなされた。

2月から3月上旬にかけて行われた新・建築士制度普及協会の無料講習終了後、建築三会で建築士法改正の内容と設計受託契約等のポイントについて解説する有料の講習会を開催し、書面での契約義務化の普及・促進に繋げる。開催時期は、4月下旬から6月中旬を予定している。

小林理事より、完成予定時期とテキストの作成主体について質問がなされ、専務理事より、4月中旬完成を目的に士会連合会の協力を得て日事連が作成している旨回答がなされた。

議長より、建築3会による改正建築士法講習会の実施について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

#### 9) 改正建築士法の施行に向けた周知の取組みの承認の件

高津専務理事より、資料9により次の趣旨の説明がなされ

れた。

法改正の周知については、建築三会で進めて行くこととしているが、日事連としてはまず、法改正の趣旨・内容を本会役職員及び単位会役員・会員の名刺並びに封筒に記載し、身近な所から周知を図りたい。業界紙等に記事してもらえよう、3月下旬にプレス発表を予定している。

議長より、改正建築士法の施行に向けた周知の取組みについて話したところ、異議なく、これを承認した。

#### 1 0) 建築士事務所の執務環境整備に係わるワーキンググループ設置の承認の件

佐々木総務・財務委員長より、資料1 0により次の趣旨の説明がなされた。

建設産業においては、近年、若年者の入職が大きく減少している。若年者が建設業への入職を避ける理由は、福利厚生や給与水準の低さであり法令により加入義務のある社会保険に未加入の企業が多いことが大きな原因である。こうした状況を踏まえ、国交省では、社会保険の未加入対策及び社会保険への加入の徹底を図る観点から、建設業団体と社会保険未加入対策推進協議会を設置し取り組んでいる。建築士事務所においても建設産業と同様の問題を抱えており、大学の建築学科を卒業しても建築士事務所以外の業種に進む学生が増えている。それにもかかわらず、業界として入職を促すような対策が取られていない。対策の手始めとして、新年度より総務・財務委員会のもとに建築士事務所の執務環境整備に係わるワーキンググループを設置して検討したい。

富田理事より、最近の建築専攻の学生は、就職の対象として建築だけでなく全産業に目が向いており、建築設計業の魅力を伝えることが大切である旨意見がなされた。

議長より、建築士事務所の執務環境整備に係わるワーキンググループの設置について話したところ、異議なく、これを承認した。

#### 1 1) パソコン等を利用した会議の実施に係わるワーキンググループ設置の承認の件

佐々木総務・財務委員長より、資料1 1により次の趣旨の説明がなされた。

日事連の委員会等を開催する際に、パソコンによるテレビ会議システム等を利用することにより、東京に委員が集まらなくても機動的な実施を可能にし、併せて旅費の支出削減を図ることを目的に検討を開始する。新年度より総務・財務委員会のもとにテレビ会議等検討ワーキンググループを設置して検討したい。

議長より、パソコン等を利用した会議の実施に係わるワーキンググループの設置について話したところ、異議なく、これを承認した。

#### 1 2) 建築の低炭素化・省エネルギー化の対応に係わるワーキンググループの設置の承認の件

遠藤業務・技術委員長より、資料1 2により次の趣旨の説明がなされた。

建築関連1 7団体では、平成2 1年に提言「建築関連分野の地球温暖化対策ビジョン2050 ～カーボン・ニュートラル化を目指して～」を起草し、平成2 6年には低炭素社会推進会議を結集し、同提言を具体化するために各団体間の情報交換・課題共有を行ってきた。また、国では平成3 2年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準への適合を義務化する動きがあることから、日事連でも検討を開始する必要がある。新年度より業務・技術委員会のもとに建築の低炭素化・省エネルギー化対応ワーキンググループを設置して検討したい。

議長より、建築の低炭素化・省エネルギー化の対応に係わるワーキンググループの設置について話したところ、異議なく、これを承認した。

#### 1 3) 第3 9回建築士事務所全国大会(茨城大会)実施要項について

事務局より、資料1 3により次の趣旨の説明がなされた。

大会テーマを「復興の喜び」、大会スローガンを「彰往考来のところに学ぶ」として、1 0月1 6日に水戸市の茨城県立県民文化センター及び水戸プラザホテルを会場と

して開催する。大会行事は、対談、基調講演、大会式典、日事連建築賞作品展示、記念パーティ等を行う。大会参加費は4,000円、記念パーティ参加費は12,000円、収支予算額は4,840万円である。

議長より、第39回建築士事務所全国大会（茨城大会）の実施要項について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

14) 第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）の開催日程等の承認の件

事務局より、資料14により次の趣旨の説明がなされた。

平成29年度第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）の主管会となる和歌山会より連絡があり、平成29年10月6日に和歌山県民文化会館を式典会場として実施したい。

議長より、第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）の開催日程等について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

15) 内閣府への公益目的支出計画変更認可申請の承認の件  
事務局より、資料15により次の趣旨の説明がなされた。

日事連の一般社団法人移行申請に当たり、平成23年度の予算に基づいて作成した公益目的支出計画を内閣府に提出したが、その後、財政検討特別委員会での議論を踏まえ、支出を削減したこと及び建築復興支援センターへの助成金支出が平成25年度に終了したこと等により、同計画の終了が2年延長となる見込である。同計画の終了時期が延長されそうな場合には、内閣府の認可が必要なため、変更認可を申請したい。

議長より、内閣府への公益目的支出計画の変更認可申請について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

(4) 報告事項

- 1) 一級建築士の懲戒処分の基準の見直しに関する意見募集（パブコメ）について  
高津専務理事より、資料16により次の趣旨の説明がな

された。

国交省は、改正建築士法に基づく一級建築士の懲戒処分基準の見直し案をまとめ、2月23日にパブコメを開始した。延べ300㎡を超える建築物の設計・監理について、書面契約の義務化や一括再委託の禁止等、懲戒事由の追加を行う。意見募集期間は3月24日までで、新しい処分基準は改正建築士法の施行と合わせ、6月25日から適用される予定である。この件について、単位会からは特段の意見は出されていない。

2) 第38回建築士事務所全国大会（東京開催）の実施結果について

事務局より、資料17によって次の趣旨の報告がなされた。

平成26年10月に実施した全国大会では、平成26年6月に建築士法の改正が議員立法により可決・成立したことを踏まえ、建築復興支援センターのシンポジウムに加え、建築士法改正の報告をし、パーティの名称を「第38回建築士事務所全国大会パーティ建築士法改正の感謝の集い」として実施した。参加者は、国会議員本人出席40名、代理出席67名を含め、総勢820名、収支決算額は1,700万円余であった。

3) 建築士事務所全国大会の地方と東京の隔年開催について

佐々木総務・財務委員長より、資料18により次の趣旨の説明がなされた。

全国大会の地方と東京の隔年開催の是非について11月の総務・財務委員会で協議した際は、隔年開催を中止し、毎年地方で開催した方が良いとの意見が多かったが、その後、各委員を通じブロック協議会等で議論し、その意見等を参考に2月の総務・財務委員会で改めて協議したが、ブロック・単位会の意見は様々であること及び隔年開催を中止した場合、2年に1度日事連の負担が900万円余増えることから、委員会としての結論は出さず、常任理事会で協議することとした。常任理事会で協議の結果、平成29年度の和歌山大会を近畿ブロック協議会が協力して、でき

るだけ支出を抑えた方法で実施し、その結果により隔年開催を継続するか否か改めて判断することとした。

4) 建築三団体による「改正建築士法の施行にあたり業務報酬基準に準拠した契約の締結の徹底に関する共同要望」の実施について

高津専務理事より、資料19によって次の趣旨の説明がなされた。

一般の改正建築士法で「国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約締結の努力義務化」が規定され、この規定を実効あるものとするため、法施行前に国、地方自治体及び民間団体に対して建築三会で要望活動を実施した。12月に民間10団体に対し要望及び記者会見を行い、1月に官公庁14府省に対し要望した。地方においても、単位会に共同実施を依頼し、19単位会が既に実施済みである。

5) 平成26年度適合証明技術者の講習・登録時に実施した「既存住宅現況検査技術者講習」の費用配分等について

高津専務理事より、資料20により次の趣旨の説明がなされた。

平成26年度は適合証明技術者の新規・更新登録の講習を実施する年であったが、今回は住宅瑕疵担保責任保険協会の協力を得て、同協会が実施する既存住宅現況検査技術者講習と同日に講習を実施し、両講習を別々に受講するよりも割安に受講できるようにした。同講習の日事連の損益分岐点は、受講者1,500名であったが、想定を上回る3,288名の申込があったため、その収益の7割を単位会へ還元する予定である。

6) 平成27年度の主な会議日程（予定）について

事務局より、資料21によって平成27年度の主な会議日程について報告がなされた。

7) 会員・構成員異動報告

事務局より、資料22によって平成26年11月から平成27年2月の各月の会員及び構成員数等の報告がなされた。

<配付資料>

資料1：平成27年度事業計画書（案）

資料2：平成27年度収支予算書（案）

資料3：旅費規程の変更について

資料4：平成27年5月からの八丁堀NFビル賃貸借契約更新について

資料5：管理建築士講習の経費配分について

資料6：平成27年度の建築士定期講習業務委託費配分の変更について

資料7：小規模建築物・設計施工一括用工事請負等契約約款・同契約書式の作成の経緯等

資料8：建築3会による建築士・建築士事務所向け改正建築士法講習会の実施について（案）

資料9：改正建築士法の施行に向けた周知の取組みについて

資料10-1：建築士事務所の執務環境整備に係わるワーキンググループの設置について

資料10-2：第4回社会保険未加入対策推進協議会資料

資料11：パソコン等を利用した会議の実施に係わるワーキンググループの設置について

資料12：建築の低炭素化・省エネルギー化の対応に係わるワーキンググループの設置について

資料13：第39回建築士事務所全国大会（茨城大会）実施要項（案）

資料14：平成29年度第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）開催日等について

資料15：内閣府への公益目的支出計画変更認可申請について

資料16：一級建築士の懲戒処分の基準の見直しに関する意見募集について他

資料17：第38回建築士事務所全国大会（東京開催）実施報告書

資料18：全国大会の地方と東京の隔年開催について

資料19：改正建築士法の施行にあたり業務報酬基準に準拠した契約の締結の徹底に関する共同要望活動の実

施について

資料20：平成26年度適合証明技術者の講習・登録時に実施した「既存住宅現況検査技術者講習」の費用配分等について

資料21：日事連・平成27年度主な会議日程（予定）

資料22：会員・構成員異動報告書

### ■第3回 広報・渉外委員会議事概要

日 時 平成27年4月21日（火）

14:00～16:00

場 所 日事連会議室

出席者 委員長：栗原憲昭

委 員：相場博、福本保治、丸川眞太郎、

川崎安彦

担当副会長：富岡學

事務局：高津充良、前田敏明、鈴木雅之、三浦知子

欠席者 副委員長：池田修平 委員：金山泰夫

<配付資料>

資料1：平成26年度事業報告（案）

資料2-1：平成27年度共同要望書（案）内容の決定について

資料2-2：平成27年度共同要望書（案）履歴付

資料2-3：平成27年度共同要望書（案）

資料3-1：平成27年度建築士事務所キャンペーンの実施について

資料3-2：平成27年度建築士事務所キャンペーン開催結果報告書（案）

資料4：日事連ホームページ

資料5-1：会誌「日事連」5月号表紙裏

資料5-2：平成27年度台割帳

資料6：建築三会での改正建築士法の施行に向けた周知の取り組みについて

参考：建築主/建築士向け改正建築士法に関するパンフレット（新・建築士制度普及協会）

議 事

1. 平成26年度事業報告（案）について

事務局から資料1により、平成26年度事業報告（案）について説明がなされた。

例年の4項目（共同要望運動の実施、建築士事務所キャンペーン事業の支援、会誌の発行・充実、ホームページを活用した広報活動）に加えて、改正建築士法の施行に伴う建築三会での活動の事業項目を追加した案である。

協議の結果、建築士事務所キャンペーン事業の支援部分の説明に関する文言を一部修正することとした。

2. 平成27年度共同要望書（案）内容の決定について

事務局から資料2-1～3により、平成27年度共同要望書（案）内容について説明がなされ、協議の結果、資料2-3の要望書（案）を以下のとおり変更し、改めて委員が確認することとした。

○要望項目①の骨子について

「業務報酬基準（告示第15号）に準拠した契約が行なわれるよう・・・」に変更する。

○4項目の文章の最後を以下のとおり統一する。

骨子： ～要望いたします。

説明： ～お願いします。

○全体の文言を統一する。

3. 平成27年度建築士事務所キャンペーン実施要項（案）について

事務局から資料3-1～2により、平成27年度建築士事務所キャンペーンの実施について説明がなされ、協議の結果、以下のとおり実施することとした。

○実施要項（案）の目的とイベント運営項目に、本年6月25日施行の改正建築士法の周知を図ることを追加する。

○配布資料に「建築主向け 改正建築士法に関するパンフレット」を追加する。

建築士事務所キャンペーン開催結果報告書については事務局でとりまとめを行い、次年度の参考となるよう単位会へ情報提供を行う。

#### 4. ホームページを活用した広報活動について

事務局から資料4により、日事連ホームページ内に新規作成した以下の専用ページについて報告がなされた。

- 1) 建築CPD情報提供制度
- 2) 改正建築士法の概要
- 3) 建築設計・監理等業務委託契約書類（四会約款調査研究所HP）

#### 5. 会誌について

事務局から資料5-1～2、会誌「日事連」4月号により、以下のとおり報告がなされた。

##### 1) 会誌「日事連」への広告について

委員長の承認により、5月号から総合資格学院の広告を、表4（会誌の裏表紙）に1年間掲載することとなった。

##### 2) 会誌「日事連」のカラー化について

4月号から全ページカラーでの発行を開始した。

##### 3) 会誌編集専門委員会報告

本年10月号までの特集が決定している。

6月号の特集は、「改正建築士法スタート」、「色と空間」及び「第39回建築士事務所全国大会（茨城大会）案内」である。また、8・9月号の第2特集では、建築士事務所の次世代育成である。

#### 6. 建築三会での改正建築士法の施行に向けた周知の取り組みについて

事務局から資料6により、建築三会で推進している改正建築士法の施行に向けた以下の周知の取り組みについて報告がなされた。

- 1) 名刺等を活用した周知の取り組み
- 2) 改正建築士法周知ポスターの作成
- 3) 住宅関連雑誌等を活用した広報
- 4) パンフレットの活用による広報

#### 7. その他

##### ・次回委員会開催日時

平成27年9月9日（水）14:00～16:00

## ■第4回指導運営委員会議事概要

日 時 平成27年5月13日（水）14:00～16:35

場 所 日事連会議室

出席者

委員 長：仲元典允

副委員長：渡邊淳悦

委 員：藤原薫、山下登、五十嵐鈞有、若林亮、  
佐々木世希、田中之博

担当副会長：田畑光三

事務局：高津、吉田、前田、千浜、野出

#### < 配布資料 >

資料1 平成26年度指導運営に関する事業報告（案）

資料2 平成26年度下半期 苦情の解決業務実施報告書  
（個別レポート）

資料3 「実例に学ぶ 建築士事務所のトラブル予防」研修  
会 実施状況一覧

資料4 平成27年度の「苦情の解決業務実施報告書（個別  
レポート）」の書式の改訂について

#### 議事1. 平成26年度指導運営委員会に関する事業報告について

平成26年度の指導運営委員会に関する事業報告案について、資料1に基づき事務局より説明がなされた。平成26年度の単位会の苦情相談申込書受付件数は全体で79件であり、法定団体となった平成21年以降、最も少ない件数となった。

各委員において事業報告案の内容を確認し、これを承認した。

#### 議事2. 平成26年度下半期 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）について

平成26年度下半期の個別レポートについて、資料2に基づき事務局から説明がなされた。レポートの内容について1件ずつ検討した結果、神奈川会の1事例については、施工のみに対する苦情であると判断し、事例集掲載および助成の対象外とした。レポートの確認・修正については、従来通り読み手に分かりやすくするとともに、個人・団体等

が特定されないような形にすることとし、内容の不明点等については、委員が直接単位会に確認することとした。個別レポート及び台帳については、確認・修正を担当する各委員にデータで送り、修正した部分を赤字にして事務局まで返送していただくこととした。

また、次回の委員会は11月となるため、今回の個別レポートの確認・修正についてはメール等でのやり取りとする。

#### 議事3. トラブル予防研修会の開催状況について（報告）

「実例に学ぶ 建築士事務所のトラブル予防」研修会の実施状況について資料3に基づき事務局から説明がなされた。平成27年2月に研修会の再度の実施協力依頼を単位会へ送付した結果、2月以降、15単位会が開催又は今後開催を予定している。

#### 議事4. 平成27年度の「苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）」の書式の改訂について（報告）

個別レポートの書式の改訂について、資料4に基づき事務局から説明がなされた。今年度から、データベースの蓄積を図る観点から、書式を改訂し、入力を簡易に行える形式として、5月11日に各単位会へ事前の情報提供を行った旨が報告された。

#### 次回日程

平成27年11月12日（木）14:00～16:00

### ■第3回教育・情報委員会議事概要

日 時 平成27年5月26日（火）

13:30～16:20

会 場 日事連会議室

出席者

副委員長 横須賀満夫

委 員 高橋清秋、松田道佳、山梨一正、  
尾添信行、坂本拓三

担当副会長 朝岡市郎

事務局 高津充良、前田敏明、市川貴之、  
夏目浩行、吉田茂

欠席者

委員長 山本康一郎

委 員 池田賢一

#### <配付資料>

資料1：平成26年度教育・委員会事業報告（案）

資料2-1：法定講習（管理建築士講習・建築士定期講習）  
の実施状況等について

資料2-2：管理建築士講習の経費配分について

資料2-3：平成27年度「建築士定期講習」の業務委託費  
の変更について

資料2-4：建築士定期講習インセンティブ配賦制度につ  
いて

資料3-1：平成26年度「建築士事務所の管理研修会」実  
施状況等について

資料3-2：「建築士事務所の管理研修会」目標受講者数に  
ついて

資料3-3：平成27年度「建築士事務所の管理研修会」年  
間実施計画

資料3-3参考：「建築士事務所の管理研修会」に関する単  
位会意見について

資料3-4：「建築士事務所の管理研修会」知事指定状況一  
覧

資料3-5：「建築士事務所の管理研修会」の知事指定要望  
について

資料3-6：「建築士事務所の管理研修会」テキストの改訂  
等について（案）

資料4-1：BELCAセミナーの開催状況について

資料4-2：（公財）日本住宅・木材技術センター主催セミ  
ナーの開催について

資料5：第30回建築CPD運営会議資料（一部抜粋・建築  
教育センター作成資料）

資料5－参考1：建築CPD運営会議プログラム判定指針等（建築教育センター作成資料）

資料5－参考2：建築CPD情報提供制度周知資料（会誌・HP掲載資料）

資料6：建築設計三会による改正建築士法講習会の実施について

## 1. 議事

### 1. 平成26年度事業報告について

平成26年度教育・情報委員会事業報告(案)について、事務局より資料1に基づき、以下の5項目の概要説明がなされた。続いて、副委員長（委員長代行、以下同）が平成26年度教育・情報委員会事業報告(案)について諮ったところ、異議なく了承された。

- (1) 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」の実施推進について
- (2) 法定講習（「管理建築士講習」及び「建築士定期講習」）について
- (3) 建築士事務所の業務の運営及び設計等の業務に関する新たな研修の企画・推進
- (4) 「建築CPD情報提供制度」の活用推進
- (5) インターンシップへの支援・協力

### 2. 法定講習について

事務局より以下の各資料に基づき説明がなされた。

(資料2－1：法定講習の実施状況等について)

- ・平成26年度は、管理建築士講習1,289名、建築士定期講習13,831名が受講した。
- ・これまで建築士定期講習を未開催であった単位会の内、愛媛会は平成27年度から、徳島会は平成28年度から同講習を開始（予定）となっている。

(資料2－2：管理建築士講習の経費配分について)

事務局より、公益財団法人建築技術教育普及センター（以下、「建築教育センター」）との協議により決定した平成27年度の管理建築士講習の運営方法について概要説明があった。

(資料2－3：平成27年度「建築士定期講習」の業務委託費の変更について)

事務局より、三者（建築教育センター・士会連合会及び日事連）で協議を重ねて決定した平成27年度以降の業務委託費の変更内容について、概要説明があった。

(資料2－4：建築士定期講習インセンティブ配賦制度について)

平成27年度から試験的に開始することが決まった、建築士定期講習のインセンティブ配賦制度について、事務局より概要説明がなされた。

委員からは以下の意見が出された。

- ・民間登録講習機関が少ない地方が有利になるのではないかと、→建築教育センターによると、必ずしも地方が有利になることはない。
- ・そもそも建築士定期講習に取り組んでいないところには、全く関係のない話になってしまうため、是非取り組んでもらいたい。

### 3. 開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会について

事務局より、以下の報告がなされた。

(資料3－1：実施状況等について)

- ・平成26年度の実施結果は、受講者3,808名、受講率（定員充足率）は57.1%となり、やや低調な状況となっている。
- ・ただし、各単位会の中でも建築士事務所指導要綱が制定されており、本研修会の受講に関して強い勧奨が行われている県については、比較的高い受講率となっている。
- ・今後は、知事指定要望活動に加えて、建築士事務所指導要綱の策定についても、取り組んでいく必要があると考えられる。

(資料3－2：目標受講者数について)

- ・平成24年度の研修会開始から3年経過したことから、1年当たりの平均受講者数と事務所登録数を元にした、1年当たりの目安受講者数（事務所登録数/5）を比較検証

した。

- ・建築士事務所指導要綱が制定されている県においては、1年当たりの目安受講者数と比べても、比較的高い受講実績となっており、建築士事務所指導要綱の有用性が示されている。

(資料3-3：平成27年度年間実施計画)

- ・平成27年度は、平成26年度とほぼ同規模の約40単位会で開催計画があり、募集定員は6,000名～7,000名程度と予想される。
- ・また、単位会から、本研修会に対して、受講料の引下げや受講証を事務所登録更新時の添付書類にすること、他講習との違いを出すこと等の意見が出されている。

(資料3-4：知事指定状況一覧について)

新たに知事指定を得た2会(新潟・山口)を加えると合計で30単位会が知事指定を得ている。

委員からは以下の意見が出された。

- ・東京都が知事指定を受けたことは大きく、県との協議にも有効に作用する。
- ・行政は横並び意識が強いため、ブロック単位で協働すればよいのではないか。
- ・行政への要望については、一覧表を参考に全国の状況を伝えればよいのではないか。
- ・5年に1度は本研修会を受講し、最新の法律等について学ぶべきと訴えればよいのではないか。
- ・開設者向けの講習は本研修会のみであり、研修会の受講状況から設計事務所についての情報を得ることは、行政にもメリットがある、ということを伝えればよいのではないか。
- ・知事指定については、行政の担当課長だけでなく、周辺から理解を得ていくように対応したところ、指定を受けることができた。
- ・建築士事務所の監督権限は都道府県知事にあり、問題が起これると行政にも監督責任が生じる。①事務所協会としては本研修会によって、開設者等を教育し、問題の減少に協力している、②過半数の単位会が指定を受けている、この2

点をアピールすればよいと思われる。

(資料3-5：「建築士事務所の管理研修会」知事指定要望について)

事務局より以下の説明がなされた。

- ・平成24年度より、本研修会の開催とともに知事指定要望にも取り組んできた。
  - ・日事連としては、各単位会が知事指定要望を行う際の資料(モデル文案等)を提供してきた。
  - ・再度の知事指定要望に活用していただくため、今回の建築士法改正を踏まえたモデル文案の改訂案を作成した。
- 以上の説明後、協議に移り、委員からは以下の意見が出された。

・開設者が勉強していないと、その事務所に所属している建築士も法令を守らないだろう。

・知事指定だけでなく、建築士事務所指導要綱の制定にまでつなげようとしている単位会もある。

・行政には県内だけの問題でないことを認識してもらう必要がある。全国で業務を行っている事務所も多い。

以上の協議の後、モデル文案等の改訂案について、副委員長が諮ったところ、異議なく了承された。委員会での検討を踏まえ、モデル文案に若干の修正を加え、単位会宛て提供することとした。

(資料3-6：管理研修会テキストの改訂等について)

事務局より以下の説明がなされた。

- ・6月施行の改正建築士法・建築基準法に関連する部分を中心に改訂を行う予定である。
- ・参考資料を作成し、テキストに盛り込めない技術的助言等について情報提供を行いたい。
- ・契約関係及び耐震改修等に係る業務報酬基準についてもテキストで触れたい。
- ・7月中旬に今年度初回の管理研修会が予定されているため、7月1日納品を目途とし進める予定。以上の説明後、協議に移った。委員からは以下の意見が出された。

・耐震改修の告示については量が多いのではないかと。

→概要を理解してもらう程度にしたい。

・契約や耐震関係の話題については、受講者が最も興味を持つ部分なので入れた方がよい。

・情報セキュリティの項目では、マイナンバー制度が関連してくる可能性があるのではないかと。

→今後、建築士事務所業務に影響が出てくれば検討する。

以上の協議の後、テキスト改訂案について副委員長が諮ったところ、異議なく了承された。

#### 4. 他団体との共催による研修会の実施状況及び企画推進について

事務局より、資料4-1により、(公社)ロングライフビル推進協会(BELCA)との共催セミナーについて、開催済みが3単位会、開催検討中が2単位会となっている旨の報告があった。

続いて資料4-2により、(公財)日本住宅・木材技術センター(住木センター)から提案のあった「木造校舎の構造設計標準(JIS A3301)セミナー」について、以下の説明がなされた。

同セミナーは、昭和31年の制定以来の改訂となるJISに関するセミナーで、大規模木造建築物の設計経験のない技術者等でも、比較的容易に木造校舎の計画・設計が進められるよう改訂されたものである。住木センターは、東京・大阪・名古屋で計4回のセミナー開催を予定しているが、単独では全国各所でセミナーを開催することは難しいため、今回全国組織との連携を模索している。

以上の説明の後、協議に移った。

委員からの意見・質問事項について、主な意見は以下のとおり。

・セミナーを開催すれば、受講希望者は数多くいるのではないかと。

・複雑な構造計算がなく壁倍率で計算できるということは、意匠事務所にとって魅力だと思われる。

協議の結果、本セミナーに関する情報を単位会宛てに提供

し、単位会の意向を把握することとした。

#### 5. 建築CPD情報提供制度について

資料5により、第30回建築CPD運営会議の内容について、制度運用状況の報告に併せ、建築CPD運営会議プログラム判定指針の改正について、以下の説明がなされた。

・プログラムを審査する際のガイドラインとなっているプログラム判定指針を、より分かりやすい指針とし、判定が困難なものや認められないプログラム(否認)を基準化し、より明確にすることを目的として改正案が提示された。

・主な改正事項は、これまで認められなかった資格を取得するためのプログラムについて、建築士・建築設備士・建築施工管理技士の法令に基づく業務独占に繋がる資格取得を目的としたプログラムは認定しないと規定し、管理建築士講習・構造設計一級建築士講習・設備設計一級建築士講習の3講習が認定されないと明示された。

・プログラム判定指針の改正により、事務所協会が関係するものとしては、適合証明技術者講習が今後は認定されることとなる。

以上の報告の後、委員からは以下の意見が出された。

・幅広くプログラムが認められるようになったことは、良い方向性だと思われる。

・CPD実績はどのように活用されているのか。

→公共工事入札の際に利用される。県によって加点の程度は異なる。

#### 6. その他：改正建築士法講習会の実施等について

①改正建築士法講習会に関して、全国の講習開催情報・講義内容(2種類のテキスト概要)についての概要説明に併せ、施行後に講習会用テキストを販売する予定である旨の報告がなされた。

②「2015年度版建築物の構造関係技術基準解説書」(黄色本)講習会に関して、現在、構造技術専門委員会にて「構造設計Q&A集」の改訂作業を行っており、発刊後に講習会を開催する予定である旨の報告がなされた。

次回委員会 後日日程調整の上、決定することとした。

## ■主な行事予定

※行事日程は中止・変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

平成27年

6月23日 四会約款解説書編集WG

7月 2日 事務局連絡会議

7日 建賠保険等調査専門委員会

## ■第4回日本建築士事務所政経研究会役員会議事概要

1. 日 時 平成27年3月19日(木)  
11:00~11:40
2. 場 所 日事連会議室
3. 出 席 者 ○印は出席者  
会 長 ○佐野 吉彦 (大阪)  
幹 事 長 ○宮原 克平 (埼玉)  
副幹事長 ○横須賀満夫 (茨城)  
会計責任者 ○田畑 光三 (福島)  
会計責任者  
職務代行者 ○北野 芳男 (日事連)  
幹 事 ○栗原 憲昭 (宮城)  
○佐々木宏幸 (栃木)  
○朝岡 市郎 (愛知)  
○遠藤 正幸 (静岡)  
山本康一郎 (兵庫)  
○富岡 學 (香川)  
○井上 精二 (福岡)  
○仲元 典允 (沖縄)
- 特別出席: 日事連会長 ○大内 達史 (東京)  
事務局 ○市川 貴之
4. 議長  
佐野会長
5. 議事録署名人  
佐野会長、富岡幹事
6. 議事  
(1) 前回役員会以降の報告等について  
①前回役員会以降の主な活動状況等について  
事務局より、資料1により、前回役員会(11/28)以降の状況について、第47回衆院選対応と議連総会(2/25)を軸に時系列に沿った活動内容の説明があった。  
②第47回衆議院議員総選挙結果について  
事務局より、資料2により、去る12月14日に投開票が行われた第47回衆議院議員総選挙の結果について、候補者94名のうち89名が当選し、幹部は全員が当選した旨の説明があった。  
③自民党建築設計議員連盟の状況について  
事務局より、資料3及び資料3-参考により、第47回衆

院選の結果を踏まえ、現時点の自民党建築設計議員連盟の状況について、衆議院議員92名、参議院議員29名の計121名の体制となっている旨、また、所属議員の増加に伴い政治資金パーティーへの協力に支出する金額が増大している旨の説明があった。

### ④自民党建築設計議員連盟総会の概要について

事務局から、資料4により、去る2月25日に開催された自民党建築設計議員連盟総会について、改正建築士法の円滑施行に向けた周知対策を中心とする議員及び国交省等の発言内容の説明があった。

### ⑤平成26年度分寄付金・政経フォーラム会費入金状況について

事務局から、資料5により、平成26年度分の寄付金及び政経フォーラム会費の入金状況及び過年度未納分の入金状況等について説明があった。

### ⑥平成26年度決算推定(概算)について

事務局から、資料6により、平成26年度の決算推定(概算)について、内容説明に併せ、今後、決算の確定に伴い科目間の移動等が生じる可能性があり、次回(6/4)役員会において確定した決算を報告する旨の説明があった。

### ⑦平成27年度事業計画(案)に向けて(平成26年度事業計画書及び政治団体設立状況等)

事務局より、資料7により、平成27年度事業計画(案)に向けた議論の参考として、平成26年度の事業計画書及び単位会による政治団体の設立状況等について説明があった。

なお、佐野会長より、本資料の内容を参考に後ほど、今後の政研活動について各位のご意見をいただきたい旨の発言があった。

### (2) その他

#### ①日事政研の今後のスケジュール(案)について

事務局から、資料8により、今後のスケジュール(案)について説明があった。

## ②自民党党员確保に関する件について

事務局より、資料9により、既に単位会・単位政研宛てに報告済みの党员確保数及び紹介者（議員）の割振等について概要説明があった。

以上の説明の後、佐野会長から、ただいま説明のあった資料1から9までの内容についてご了承いただけるかとの発言があり、異議なく了承された。

また、佐野会長より、今後の政研の活動について、当面は改正土法の施行があるが、それ以外にも何かあれば自由にご発言いただきたい旨の発言があり、幹事からは以下の発言（要旨）があった。

- ・議員立法により法改正ができたことは、三会にとって画期的なことだと思う。但し当初は事務所法を念頭においてスタートしたという経緯があるはず。各単位会において、会員拡大等への影響を考えると次は事務所法を目指してほしいが、しばらくは様子見ということになるのか。
- ・東海北陸ブロックでは政治団体の設立の話を取り上げたことがあったが、いずれの単位会も政治団体を設立する機運があまり高まっていないようであった。
- ・福岡会では、政治団体を設立する方向で動いている。
- ・栃木会では、現在、任意団体があるが、東京会と同様に正式な届出を行って政治団体とする方向で準備を進めている。

これらの発言を踏まえ、佐野会長から以下の発言があり、了承された。

- ・事務所法の件については、日事連の方針を踏まえて検討すべき話であり、この場だけで議論するのは難しいが、今回の法改正は三会合意の成立を前提に進んだものであり、業の確立という点で道半ばなのは確かだが、改正土法の円滑な施行に向け活動する段階の今、さらに事務所法を俎上に載せるのは難しい。
- ・単位会による政治団体の設立については、政治団体を持つことによって活動の幅が広がるため、各ブロックにおいて設立推進を呼び掛けていただきたい。

また、最後に大内相談役（日事連会長）より、改正土法の普及に向けて市町村の末端まで情報が届くよう、各単位会の協力をぜひ賜りたい旨の発言があった。

## 【配布資料】

資料1：前回役員会以降の活動状況等について

資料2：第47回衆議院議員総選挙結果について

資料3：自民党建築設計議員連盟名簿（役員、加盟議員）

資料3－参考：関係議員の政治資金パーティーへの協力状況等について

資料4：2/25自民党建築設計議員連盟総会議事概要

資料5：平成26年度寄付金・政経フォーラム会費入金状況

資料6：平成26年度決算推定（概算）

資料7：平成26年度事業計画書及び政治団体設立状況

（平成27年度事業計画書の議論に向けた参考資料）

資料8：今後のスケジュール（案）について

資料9：自民党党员に関する件について

参 考：日事政研会則

■平成27年5月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成27年5月1日～5月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	1,029		4,603	22.4%	239	- 2	23.2%
青 森	175	+ 1	973	18.0%	34		19.4%
岩 手	273		1,063	25.7%	63	- 1	23.1%
宮 城	367	+ 2	2,150	17.1%	77	- 3	21.0%
秋 田	147		1,103	13.3%	42		28.6%
山 形	177		1,230	14.4%	53		29.9%
福 島	227		1,665	13.6%	63		27.8%
茨 城	490		2,162	22.7%	142	- 5	29.0%
栃 木	175	- 2	1,437	12.2%	87	- 1	49.7%
群 馬	185		1,834	10.1%	91		49.2%
埼 玉	513	- 1	5,124	10.0%	115	- 3	22.4%
千 葉	427	+ 1	3,583	11.9%	117	- 1	27.4%
東 京	1,535	- 3	15,659	9.8%	487	- 5	31.7%
神奈川	762		6,341	12.0%	189	- 5	24.8%
新 潟	329	- 2	2,432	13.5%	122	+ 1	37.1%
長 野	446		2,261	19.7%	120	- 3	26.9%
山 梨	106	+ 1	863	12.3%	10		9.4%
富 山	309	+ 1	1,291	23.9%	59	- 1	19.1%
石 川	292		1,337	21.8%	52	- 3	17.8%
福 井	235	+ 1	1,005	23.4%	55	- 1	23.4%
静 岡	458		3,319	13.8%	133	+ 1	29.0%
愛 知	557	- 1	5,228	10.7%	127	- 3	22.8%
三 重	189	+ 1	1,319	14.3%	68		36.0%
滋 賀	182		1,216	15.0%	34	- 1	18.7%
京 都	322		2,265	14.2%	88	- 1	27.3%
大 阪	804		6,663	12.1%	175	- 1	21.8%
兵 庫	434		3,754	11.6%	110		25.3%
奈 良	113	- 1	977	11.6%	23		20.4%
和歌山	120		801	15.0%	25	- 1	20.8%
鳥 取	96	+ 3	513	18.7%	46		47.9%
島 根	134	- 1	707	19.0%	70		52.2%
岡 山	402	+ 1	1,566	25.7%	65		16.2%
広 島	343		2,445	14.0%	122	- 2	35.6%
山 口	109		1,129	9.7%	37		33.9%
徳 島	97	- 1	896	10.8%	14		14.4%
香 川	104		1,143	9.1%	17		16.3%
愛 媛	152	+ 1	1,229	12.4%	34		22.4%
高 知	142	+ 1	665	21.4%	24		16.9%
福 岡	474	- 6	3,822	12.4%	150	+ 2	31.6%
佐 賀	177		633	28.0%	32		18.1%
長 崎	253	+ 3	880	28.8%	43		17.0%
熊 本	217		1,382	15.7%	94		43.3%
大 分	150		961	15.6%	39	+ 1	26.0%
宮 崎	121		1,105	11.0%	55		45.5%
鹿 児 島	317	+ 3	1,355	23.4%	81		25.6%
沖 縄	198	+ 9	1,299	15.2%	57		28.8%
計	14,864	+ 11	105,388	14.1%	3,980	- 38	26.8%

※建築士事務所登録数は平成27年3月末日現在の数字である。